

## 保守業務契約書

〇〇〇〇〇（以下、「甲」とする）と、△△△△△（以下、「乙」とする）は、甲の使用  
する□□□□□の保守業務契約（以下、「本契約」とする）について、以下の通り定める。

（業務の委託）

### 第1条

甲は、乙に対して、次条の対象について、第3条に定める保守業務を行うことを委託し、  
乙はこれを受託する。なお、本契約は準委任契約であり、乙が仕事完成義務を負うもので  
はないことを確認する。

（対象）

### 第2条

本契約において、保守業務の対象となるシステムは、以下の通りとする。（※例）

- (1) □□□アプリケーション
- (2) □□□システム
- (3) □□□システム

（保守業務の内容）

### 第3条

本契約において、保守業務とは以下の事項をいうものとする。（※例）

- (1) ■■■■■  
□□□□□することをいう。
- (2) ■■■■■  
□□□□□することをいう。
- (3) ■■■■■  
□□□□□することをいう。

（対象外の業務）

### 第4条

甲及び乙は、本契約の対象が、第2条に掲げる対象につき前条に掲げる保守業務を行うこ  
とに限定され、それ以外の業務（◇◇◇◇◇、◆◆◆◆◆などを含むがこれに限られな  
い）は保守業務の対象には含まないことを確認する。

（委託代金）

### 第5条

委託代金は、時間課金によるものとし、1人1時間）あたり、□□□□円（税別）とする。

（対応時間等）

#### 第6条

1. 甲から乙への保守業務の依頼の受付は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始（12月□□日から1月□日、以下同じ）を除く）の午前□時から午後□時までの間とする。
2. 乙は、担当者の選定を行った後、甲に対して対応方針を通知するものとする。
3. 甲は、前項の対応方針についての通知を乙より受けた後、異議がある場合には、□営業日以内にその旨を乙に申し出るものとする。

（保守業務の時間）

#### 第7条

1. 乙が保守業務を実施する時間は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前□時から午後□時までとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲乙が別途合意することにより、保守業務の時間を延長またはその他の時間に実施することがある。その場合の委託代金については、第5条に定める単価を下回ることのない範囲で別途協議して定める。

（実施場所）

#### 第8条

甲は、乙が保守業務を行う場所について指定がある場合には別途指定するものとし、それがない場合には、乙の裁量により決定するものとする。

（責任者及び担当者）

#### 第9条

1. 甲及び乙は、本契約に基づく保守業務の適切な遂行に資するため、それぞれ実施責任者を選任する。
2. 甲及び乙は、本契約に定めた事項の他、相手方からの要請等の受理及び相手方への依頼、連絡、確認等については、実施責任者または実施責任者が指定する従事者を通じて行うものとする。

（業務の報告）

#### 第10条

1. 乙は、保守業務を行った場合には、保守業務の終了後□営業日以内に報告するものとする。
2. 甲は、前項の報告の受領後、□営業日以内に内容を確認し、異議の有無について乙に

通知するものとする。かかる期間を過ぎても甲から乙に通知が無い場合、乙は、甲に異議のないものと扱うことが出来る。

(委託代金の精算)

第 11 条

1. 保守業務にかかる委託代金の精算は、毎月末日にて締めるものとし、乙は、翌月〇営業日以内に甲に対して請求書を送付するものとする。
2. 甲は、前項の請求書を受け取った月の末日までに、乙の指定する銀行口座に委託代金を支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(再委託)

第 12 条

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本件業務を第三者に再委託してはならない。

(解除)

第 13 条

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に通知することにより、本契約または個別契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。
  - (1) 本契約に違反し、相手方より相当の期間を定めてなした催告があったにも拘らずこれを是正しないとき、または本契約に定める表明保証の内容が正確若しくは真実でないことが判明したとき
  - (2) 監督官庁より営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立があったとき、その他信用を著しく損なう事情があったとき
  - (4) 解散したとき（合併による場合を除く）、清算開始となったとき、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む）を第三者に譲渡したとき
  - (5) 手形交換所の不渡り処分を受けたとき、または、支払停止、支払不能等の状態に至ったとき
  - (6) 法令に違反したとき
  - (7) 甲乙間の信頼関係が破壊されるに至ったとき
  - (8) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると相手方が判断したとき、その他債務の履行が困難であると認めるに足る相当の理由があるとき

2. 甲または乙が前項各号の一にでも該当し、これにより相手方が損害を被ったときは、前項各号の一に該当した当事者は、契約解除の有無に拘らず、相手方が被った損害を賠償しなければならない。

#### (損害賠償)

#### 第 14 条

1. 甲及び乙は、本契約に違反したことにより相手方に損害が発生した場合には、その損害について賠償するものとする。但し、損害賠償の上限は、当該損害賠償の権利が発生した時から遡って□年以内に発生した委託代金を上限とする。
2. 前項の損害賠償の範囲は、直接かつ現実発生した損害に限るものとし、逸失利益、間接損害その他結果的に発生した損害（事業の中断、新たな売上の減少、利益の減少、代替手段の確保のための費用、データの喪失、顧客対応の費用等を含むがこれらに限られない）を含まない。但し、責任を負う当事者に故意または重過失がある場合はこの限りではない。

#### (免責事項)

#### 第 19 条

乙は、以下の事項について、甲に対して一切責任を負わないものとする。

- (1) 甲の責に帰すべき事由による場合（甲が使用する設備の不具合、甲が保守の手順やセキュリティ対策を行わなかった場合等）
- (2) 第三者の責に帰すべき事由による場合（対象システムの運用のために使用する第三者のサービスの不具合、第三者による甲のシステムへの攻撃等）
- (3) 不可抗力（大地震・津波・噴火・洪水・暴風雨等の自然災害、爆発、火災、戦争、内乱、暴動、テロ、労働争議、革命、停電、法令に基づく措置、疫病・伝染病、通信回線の不通等、乙の支配が及ばない事情に基づく一切をいう）
- (4) その他前各号に準ずる事由による場合

#### (知的財産権の帰属)

#### 第 20 条

1. 保守業務の遂行の過程で新たに得られた発明、考案、意匠、著作物その他成果物に関する特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利その他登録を受ける権利及び特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権は、その発生と同時に、すべて甲に帰属する。
2. 乙は、本契約及び個別契約の遂行の過程で得られた著作物に関する著作権人格権行使しない。

3. 乙は、甲に移転すべき知的財産権に係る発明等につき自己の従業員等が権利を有する場合は、本契約の目的を達成するために必要な承継を受けるものとする。

(秘密保持)

#### 第 21 条

1. 甲及び乙は、秘密である旨を表示して相手方より開示された情報（以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならず、本契約の履行のために必要な範囲を超えて使用し、または複製してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
  - (1) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
  - (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に受領者が保有していた情報
  - (3) 相手方から開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報
  - (4) 受領者が相手方の秘密情報に依拠することなく、独自に開発、作成した情報
  - (5) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
3. 第 1 項の定めにかかわらず、甲及び乙は、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役職員ならびに弁護士、税理士及び公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う専門家に対して、秘密情報を開示することができる。
4. 第 1 項の定めにかかわらず、裁判所、行政当局その他の公的機関、証券取引所等より、正当な法令または規則に基づき必要とされた場合には、相手方に対してその旨を通知した上で、その必要の限りで秘密情報を開示することができる。この場合においても必要最小限度の開示にとどめるよう最大限の努力を払わなければならない。
5. 甲及び乙は、相手方から要求があった場合には、秘密情報を直ちに相手方に返還し、または相手方の指示に従って破棄若しくは消去しなければならない。
6. 本条による秘密保持義務は、本契約終了後も存続する。
7. 本契約の締結より前に、甲及び乙の間で秘密保持契約が締結されており、かつ、規定に矛盾抵触がある場合には、本契約の効力が優先する。

(反社会的勢力の排除)

#### 第 22 条

1. 甲及び乙は、自己及び自己の役職員ならびに本件委託業務に従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明及び保証する。

2. 甲及び乙は、甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為、及び威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはならない。
3. 甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合であっても、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
4. 前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をした当事者は、相手方に対して、解除により生じる一切の損害について賠償する責任を負わない。

(契約期間)

#### 第 23 条

本契約の有効期間は、□□□□年□月□日より□年間とする。契約満了の日の□ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申し入れが無い限り、自動的に□年間継続するものとし、その後も同様とする。

(管轄)

#### 第 24 条

本契約に関して生じた紛争については、□□地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

#### 第 25 条

本契約に定めなき事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、円満に解決する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が 1 部ずつを保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和            年            月            日

甲：

乙：